

# ワン切りへの対応について

ワン切りは・・・

受信者の平穏な生活を害する

+

電気通信ネットワークの輻輳による通信の障害を引き起こす



〔ワン切りの問題への対応策を検討するため、総務省において、平成14年8月から10月まで「迷惑通信への対応の在り方に関する研究会」（座長：堀部政男中央大学教授）を開催し、以下のような提言がなされたところ。〕

**「発信側・受信側ネットワークの双方で総合的対応が必要」**

通信妨害の危険のあるワン切り行為に対する罰則の新設

約款改正により、ワン切り業者に対するサービスの提供停止・契約解除

受信者からの連絡により登録された番号からの発信に対するブロック・課金

受信者端末の機能を強化（無音着信、呼出時間表示）

発信者  
(ワン切り業者)

不完了呼の発信

発信側  
電気通信事業者  
(NTT東西等)

伝送

受信側  
電気通信事業者  
(携帯電話事業者等)

不完了呼の着信

受信側  
(携帯電話利用者)

**有線電気通信法の一部を改正する法律で措置**